

エヌピーエフシー
北太平洋漁業委員会（NPFC）
第 2 回委員会会合の結果について

平成 28 年 9 月
水 産 庁

1. 会議日程等

- (1) 日程：平成 28 年 8 月 24 日（水）～26 日（金）
開催場所：東京都（有明）
- (2) 参加国・地域等：日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾
（この他、米国等がオブザーバー参加）
- (3) 我が国出席者：香川謙二 農林水産省顧問（政府代表（議長））、
長谷成人 水産庁次長ほか

2. 結果概要

- (1) IUU 漁船対策
我が国の提案により、NPFC による IUU 漁船リストの作成手続
と同リストに掲載された漁船の入港禁止等を定めた保存管理措
置が採択。
- (2) マサバの保存管理
我が国の提案により、以下が採択。
 - (ア) マサバ資源の科学的な分析等を目的としたワークショップ
を開催。
 - (イ) 可能な限り早期に資源評価を完了させ、それまでの間、北
太平洋公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させ
ないことを推奨する措置。
 - (ウ) 公海で操業する漁船への VMS（*）の義務付け。
* VMS：Vessel Monitoring System
- (3) サンマの保存管理措置
2017 年にサンマの資源評価を完了するための科学的なワーク
ショップを開催することが決定。さらに、昨年採択された保存管
理措置の遵守状況について確認。
- (4) その他
中国側に対し、違法漁船の根絶を要求。

3. 次回会合

次回委員会会合は 2017 年（平成 29 年）7 月に日本で開催される予定。

北太平洋漁業委員会 (NPFC) North Pacific Fisheries Commission

1. 目的

北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること

2. 設立条約

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（北太平洋漁業資源保存条約）

発効：2015年7月19日

我が国による締結：2013年7月16日

3. 任務

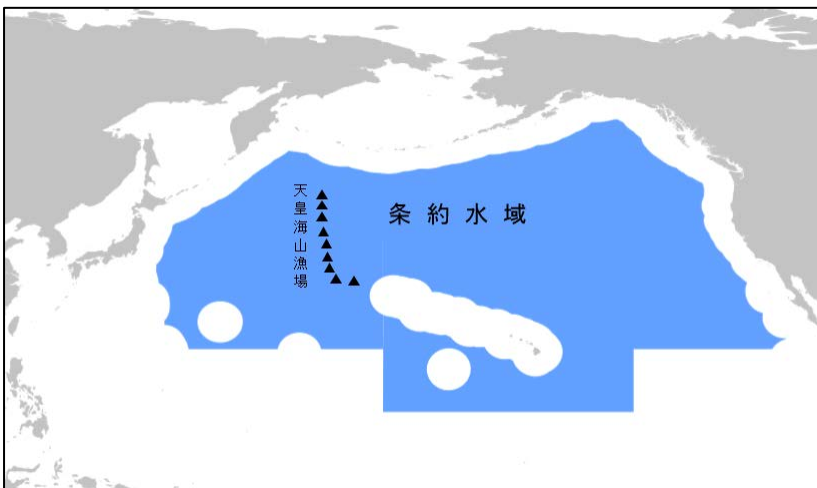
- ・ 条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置を採択すること
- ・ 委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適当な協力の仕組みを設けること 等

4. 参加国等

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾（この他、米国がオブザーバー）

5. 対象水域

概ね北緯 20 度以北の北太平洋の公海（下図参照）



6. 対象資源

サンマ、サバ類、クサカリツボダイ、アカイカ等（まぐろ類、さけ・ますなど、他の条約の対象資源は対象外）

7. 事務局所在地

東京海洋大学（品川キャンパス）